

さいたま市規則第107号

さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則（平成21年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事前協議申請等) 第4条 [略] 2 条例第8条第3項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(9) [略] <u>(10) 児童及び生徒の増加に伴う措置に関すること。</u> <u>(11) [略]</u> 3・4 [略]	(事前協議申請等) 第4条 [略] 2 条例第8条第3項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(9) [略] (10) [略] 3・4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則第4条第2項の規定は、この規則の施行の日以後にさいたま市開発行為の手続に関する条例（平成20年さいたま市条例第54号）第8条第1項の申請をした場合の同条第3項の調整について適用し、同日前に同条第1項の申請をした場合の同条第3項の調整については、なお従前の例による。